

令和 2 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 3 年 1 月 13 日

担当部・課：教育委員会体育振興課 [内線 2585]

<b>① 件 名</b>	
石巻市民プール及び雄勝グラウンドの廃止について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b> 東日本大震災により被災した石巻市民プール及び雄勝グラウンドについては、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止することとしている。</p> <p>「石巻市民プール」については、被災公共施設の再建ではなく、プール施設の在り方も含め、今後の必要性を検討することとしており、「雄勝グラウンド」については、雄勝中心部地区に雄勝体育施設として多目的運動広場の再建を進めており、令和 3 年 4 月から供用開始する予定としている。</p> <p><b>【目的】</b> 用途廃止し解体した石巻市民プールについて、関係条例等の整理を行う。 また、雄勝グラウンドについても、国の公立社会教育施設等災害復旧事業に係る現地調査が終了したことから、関係条例等の整理を行う。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b> 石巻市営運動場条例（平成 17 年条例 118 号） 石巻市営運動場管理規則（平成 17 年教育委員会規則第 40 号） 石巻市営運動場使用料規則（平成 17 年規則第 279 号）</p> <p><b>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</b> 石巻市震災復興基本計画 施策大綱 4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 大区分 1 未来の人を育てる (1) 学校教育・社会教育施設等の復旧・復興</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成 23 年 3 月	東日本大震災により石巻市民プール及び雄勝グラウンドが被災
平成 24 年 10 月	雄勝グラウンド解体
平成 25 年 2 月	石巻市民プール解体
12 月	雄勝グラウンドを普通財産として雄勝総合支所へ引継ぎ
平成 26 年 3 月	石巻市民プール敷地を普通財産として総務部管財課へ引継ぎ
令和 元年 11 月	雄勝グラウンド災害復旧費現地調査実施
12 月	（仮称）雄勝地区屋内運動場災害復旧建設工事着工（多目的運動広場含む）
令和 2 年 12 月	石巻市雄勝体育施設条例制定
<b>⑤ 主な内容</b>	
<b>【廃止する施設概要】</b>	
石巻市民プール	
(1) 施設の位置	石巻市不動町二丁目 18 番
(2) 設置年月日	昭和 48 年 6 月 23 日
(3) 建物構造及び施設面積	鉄筋造平屋建、鉄筋コンクリート造 11,906㎡
雄勝グラウンド	
(1) 施設の位置	石巻市雄勝町雄勝字寺 24 番地
(2) 設置年月日	昭和 51 年 3 月 29 日
(3) 施設面積	17,388㎡

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】  雄勝グラウンドを廃止し、その機能を、令和3年4月に供用開始予定である石巻市雄勝体育施設の多目的運動広場へ移行することにより、スポーツ、レクリエーション等の普及や、市民の心身の健全な発達と福祉の増進が図られる。  なお、石巻市民プールの廃止については、市内に公営と民営プールがあり、中体連等の大会については東松島市で行われているため、特に影響はないと考える。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和3年2月 市議会第1回定例会に石巻市営運動場条例の一部改正及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年4月1日）  3月 石巻市営運動場管理規則及び石巻市営運動場使用料規則の一部改正（施行予定年月日：令和3年4月1日）</p>
<p>⑨ その他</p>